

# 公益財団法人山階鳥類研究所

## 公的研究費管理・監査規程

### (目的)

**第1条** 公的研究費の使用については国の科学技術振興体制への国民の信頼を傷つけるようなことがあってはならない。この基本認識に基づき公益財団法人山階鳥類研究所（以下「当財団」）は公的研究費を適正に管理・運営し、不正使用の可能性を除去することを目的として本規程を定める。

### (公的研究費)

**第2条** ここでいう公的研究費とは、各省庁の競争的資金、各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金、各省庁の公募型の研究資金、及び各省庁が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金のすべてを意味する。

### (適用範囲)

**第3条** 本規程は公的研究費の交付対象が機関（当財団）であるか研究者個人であるかにかかわりなく適用する。

### (責任体制)

**第4条** 公的研究費の運営・管理を適正に行うために必要な責任と権限の体系を次のように定める。

1. 理事長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は公的研究費の運営・管理についての最終責任を負う。最高管理責任者は、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2. 研究所長を統括管理責任者とする。統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。統括管理責任者はコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるように指導しなければならない。

3. 事務局長をコンプライアンス推進責任者とする。コンプライアンス推進責任者とは、機関における公的研究費の運営・管理について遵法性を維持する実質的な責任と権限を持つ者である。事務局長は公的研究費の使用に関する適正な事務的手続きをを行い、効率的な研究遂行を適切に支援する責任と権限をもつ。

4. 公的研究費補助対象事業の予算執行責任者をコンプライアンス推進副責任者とする。予算執行責任者は自己規律の精神をもって公的研究費を適正に使用し、補助対象事業を遂行する実質的な責任と権限をもつ。

(事務局)

**第5条** 事務局は次のことを行う。

1. 競争的資金等の使用に関するルール等についての相談窓口となること
2. 事務処理手続きに関する機関内外からの相談窓口となること
3. 内外からの通報（告発）の窓口となること
4. 事務処理手続きに関するルールを研究者に周知させること
5. 予算の執行状況を定期的に検証し、特に計画との乖離、不正使用の有無を確認すること
6. 前項5の結果を定期的に統括管理責任者及び最高管理責任者に報告すること
7. 事務局は不正に係わる情報を得た場合、速やかに事実関係を調査・確認して不正と判断した場合は最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究者行動規範)

**第6条** 当財団の研究者は別途定める「研究者行動規範」を遵守しなければならない。

(不正防止計画推進)

**第7条** 不正防止計画推進班を設置する。構成員は3名とし、研究所長又は副所長、事務局長、経理責任者がこれに当たる。

- 2 不正防止計画推進班は不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。
- 3 不正防止計画推進班は定期的に最高管理責任者に状況報告をしなければならない。

(内部監査)

**第8条** 最高管理責任者の直轄組織として、内部監査班を設ける。構成員は3名とし、研究所長又は副所長、事務局長、経理責任者がこれに当たる。

- 2 内部監査班は定期的に内部監査を実施し、計画の進捗状況、不正使用の有無を確認し、結果を最高管理責任者に報告する。
- 3 内部監査班の報告に基づき最高管理責任者が必要と認めた場合、内部監査班は調査を実施し、結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 内部監査班は監査手順を別途定める。手順は必要に応じて更新し、監査の質を維持・改善しなければならない。

(購入及び発注)

**第9条** 公的研究費による購入及び発注については当財団の稟議規程及び物品購入規程を適用する。

(出張)

**第10条** 公的研究費による出張については当財団の旅費規程を適用する。

(最良執行)

**第11条** 購入又は発注いずれの場合においても最良条件での執行を原則とし、適正な契約であることが検証できるように努めなければならない。

(検収)

**第12条** 検収は事務局が行い、発注部門の担当者が立ち会う。

(罰則)

**第13条** 不正使用を行った者及びそれに係わった者にはその情状により就業規則第69条の罰則を適用する。

(取引停止)

**第14条** 不正な取引に関与した業者は取引停止とし、その期間は別に定める。

(稟議)

**第15条** この規程に定めのない意思決定については、当財団稟議規程を適用する。

(不正使用への対応)

**第16条** 不正の疑惑が発生した場合、第7条に定める構成員は可及的速やかに協議し、協議の結果調査を行うべき内容であると判断した場合は調査の手続き、方法、調査結果の取扱い方その他の必要事項を定めたうえで調査を行う。また、ガイドラインに則り遅滞なく配分機関等への必要な報告を行う。

(通報者・被通報者の取扱い)

**第17条** 通報を受けた事務局長は、通報内容、通報者の秘密を守らなければならない。

- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者に不利益となる取り扱いを行ってはならない。
- 4 最高管理責任者は、誹謗中傷等から被通報者を保護する方策を講じる。

(縦越制度等の活用)

**第18条** 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、縦越制度等を積極的に活用するものとする。

## 附則

1. 平成19年11月1日より制定・施行する。
2. 平成24年4月1日公益財団法人への移行に伴い法人名称を改定。
3. 平成26年10月1日一部改定（理事長裁定）
4. 平成27年10月1日一部改定（理事長裁定）
5. 平成28年10月1日一部改定（理事長裁定）